

ウィンドウフィルムの防犯性能の試験に関する細則（平成 16 年基準）

1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議（以下「官民合同会議」という。）が行う、主として窓に使用されるウィンドウフィルムの防犯性能試験（以下「試験」という。）について規定する。

2 受験手続等

2.1 申請

受験を希望する者は、受験申込書に必要な書類を添えて日本ウインドウ・フィルム工業会（以下「工業会」という）に申し込むものとする。

なお、工業会が申込みを受理しなかった、その他工業会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局（警察庁生活安全局生活安全企画課）に対し、申し出ることができる。

2.2 受験資格

試験を受験できるウィンドウフィルムは、JIS-A-5759 に適合するウィンドウフィルムで、かつ、工業会の定める打ち破り性能の基準 P2A 以上の性能を有するものに限る。

3 試験員

試験員の選定基準は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

4 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た申請者の試験所

その他試験委員会が認めた試験会場

5 試験体の準備、設置

5.1 試験体は、以下の 及び の基準を満たすものとする。

クレセント本体に二重ロック機構がつくもの及び補助錠がサッシ下部に一箇装備されている JIS-A4706 に規定されるアルミニウム合金製引き違い窓サッシにグレージングガスケットを使用し、試験に供するウィンドウフィルムを貼付したガラスをはめこんだもの。また、窓枠の寸法は高さ 1350mm 程度、幅 1800mm 程度とする。

ガラスへのウィンドウフィルムの貼付範囲は次のいずれかとし、試験申請時に申請図書に記載することとする。

イ) ウィンドウフィルムをガラスの露出全面のみに貼付したもの。

ロ) ウィンドウフィルムをガラス全面(露出全面及びグレージングガasketに覆われる部分)に貼付したもの。

5.2 試験体の設置方法は、通常のサッシの設置状況に準じたものとする。

ただし、以下に規定する試験において、ぐらつきや倒壊等がないように強固に固定することとする。

6 試験方法

6.1 打ち破り試験

打ち破り試験は、供試体 1 体に対して、ボールによりクレセント付近及び補助錠付近の 2 ヶ所に計 7 回打撃を加えて、手首程度まで挿入が可能な穴(直径 75mm の球が挿入可能なものとする)をあけて手首を差し込み、サッシを開く方法により行い、サッシが開かなかったものを合格とする。この場合において、最初の打撃を加えてからサッシを開くまでの時間は、1 分を超えてはならない。

6.2 こじ破り試験

こじ破り試験は、供試体 3 体に対して 3 人の試験員がそれぞれ 1 体ずつ行うものとする。

手口は、ドライバーを差し込み、こじ破る方法により行う。攻撃の方法は、クレセント付近及び補助錠付近のこじ破りを行い、手首程度まで挿入が可能な穴(直径 75mm の球が挿入可能なものとする)をあけて、手首を差し込み、クレセント及び補助錠を開錠する。クレセント及び補助錠がともに外れた状態になった後、外障子側の窓を開くまでの時間を測定する。

3 体の試験体すべてについて、外障子側の窓が開くまでの時間を 5 分以上要したとき、合格とする。

こじ破り試験においては、試験体より 1 m 離れた位置で音圧を測定し、90dB を超える音が発生した場合は、攻撃を 20 秒間休止しなければならない。

6.3 焼き破り試験

焼き破り試験は、供試体 1 体に対して、携帯用バーナーを用いてクレセント付近及び補助錠付近を攻撃し、手首程度まで挿入が可能な穴(直径 75mm の球が挿入可能なものとする)をあけ、クレセント及び補助錠を外して外障子側の窓が開くまでの時間を測定する方法による。外障子側の窓が開くまでの時間を 5 分以上要したとき、合格とする。

7 試験結果の判定

7.1 判定基準

試験の結果、いずれの手口についても、攻撃の開始から 5 分以上人体が通過できる状態にならなかったものを合格とし、防犯性能の高いウィンドウフィルムとする。

ただし、ウィンドウフィルムの貼付範囲が 5.1 ロ)に規定する範囲であるときは、「グ

レージングガasketに覆われた部分を含むガラス全面に貼付すること」を条件として合格とする。

7.2 みなし基準

- (1) 官民合同会議試験委員会が平成 16 年 3 月 16 日に行った予察試験の結果、総厚が 350 μ m 以上のポリエステルフィルム製ウィンドウフィルムについては、板厚 5 mm のフロートガラスに貼付すること及び工業会が指定する接着剤を使用することを条件として、試験に合格したものとみなす。
- (2) 試験に合格したウィンドウフィルムを製造又は販売する受験者が製造し、又は販売するウィンドウフィルムであって、試験に合格したウィンドウフィルムと同一の素材であり、かつ厚さが上回るものについては、当該試験に合格した際に使用されたガラスの厚さ以上のガラスを用いることを条件として、試験に合格したものとみなす。
- (3) ウィンドウフィルムを貼付した状態で製造又は販売されるガラスであって、以下のいずれかに該当するものについては、試験に合格したウィンドウフィルムを使用しているものとみなす。

試験に合格したウィンドウフィルムを、当該ウィンドウフィルムが試験に合格した際に使用したガラスの厚さ以上のガラスに貼付したものの。

ウィンドウフィルムを貼付したガラスを使用する複層ガラスなどの機能ガラスであって、構成するガラスの少なくとも 1 層に 7.2(3) に該当するガラスを用いているもの。ただし、防犯機能が低下すると認められる特段の事情がない場合に限る。

8 試験報告書

- 8.1 試験報告書は、工業会が 3 部作成し、1 部は試験委員会に、1 部は申請者に提出することとし、1 部は工業会の保管とする。
- 8.2 試験報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

種類

申請者

型名 / 商品名、構成

試験項目

使用工具

試験日

試験場所

試験員

クレセント開口時間、補助錠開口時間、抵抗時間

発生音が所定のピーク値を超えた回数

試験写真

その他必要と認められる事項

9 試験費用

- 9.1 試験の手数料は、1型式2万円とし、受験申込みの際、工業会に納付しなければならない。
- 9.2 試験に際して9.1に定める額を上回る実費を要したときは、その額を限度として徴収することができる。